

今の平和は多くの犠牲から



八月は平和を願う月 戦争史を風化させない

群会議の話題

今年は戦後75年の節目の年を迎えます。戦争経験者もお亡くなりになり、悲惨な戦争の現実を次世代に繋げられなくなってきました。また、学校の歴史教育では、近現代史にあてる時間は十分に確保されず、昭和史がおろそかになる傾向があります。だからこそ、年に1度は日本の「平和」が、どのようにして得られたか仲間の間で話題にしましょう。

労働組合運動の大原則 それは「民主主義」

労働組合は、組合員とその家族の生活安定と、労働者の社会的地位向上を目的に結成しました。労働運動の基本は「皆で話し合っ、話し合ったことに団結し、目的に向かって行動する」組合民主主義が大原則です。

戦前には民主主義が 制限されていた

1925年に制定された治安維持法は、政府に都合の悪い考えや民主運動を取り締まる法律

です。この時代は、帝国主義の名のもと、日本も軍事的に領土拡大を進めていましたので、軍事拡大に反対する人々は、治安維持法違反で検挙され、国家の方針に従わない理由だけで、死刑や拷問を受けて命を落とした方は1000人以上と言われています。（＊現在、香港では、国家安全維持法が施行されて1ヶ月。中国政府の考えに対抗する人々が続々と逮捕されている）

治安維持法のもと戦争へ

治安維持法によって、国民の言論の自由は無くなりました。「戦争に反対すれば命を落とす」ことが世間に広まり、操作された世論形勢で当時の政府は、日中戦争・太平洋戦争を始めてしまいました。治安維持法で「考え」を抑え込み、1938年に制定した国家総動員法で全ての国内の「ヒト」と「モノ」を戦争に注ぎ込みました。

戦争兵の多くが労働者

政府主導の仕組みられた世論形勢で労使一体となって「戦争絶

東京都土建足立支部
足立区梅島1-2-26

TEL03-5845-5011
FAX03-5845-5014

N0518

毎月15日発行

2020/8/15

戦争で市民の命も奪った

対勝利」という機運が作られ、多くの労働者が徴兵制度にもとづき、戦地に送られていきました。そして、多くの労働者が戦地に派遣され、同時に労働組合が解散に迫られ、結果的に労働運動も衰退しました。そこで、多くの労働者は、戦争で命を落とすことになってしまいました。

治安維持法で命を奪われ、海外戦地でも命を奪われ、日本国内でも戦地となり多くの市民の命も奪われました。その多くの命の犠牲のもと、終戦を迎えました。第2次世界大戦では、全世界で約1000万人（日本人310万人）

が犠牲になりました。一般市民で犠牲者が多かったのは、東京大空襲で10万人、沖縄戦で9万人、広島原爆で14万人、長崎原爆で7万人です。

	国内	海外	合計
軍人	20万人	210万人	230万人
民間人	50万人	30万人	80万人
			310万人

※日本人の犠牲者数

多くの犠牲乗り越え 「平和憲法」制定へ

平和を求める日本国憲法は、覇権争いのもと行われた侵略戦争で、310万人の日本人の犠牲、1000万人以上を越すアジアの人々を犠牲にした反省にたって、1946年に公布されました。施行から75年。二度と戦争を体験したくない、平和を求めた世論を力に平和憲法を守ってきました。私たちは、多くの犠牲のもと制定した平和憲法を守っていく責任があります。

戦争史実を風化させない

毎年8月になると戦争記録映画や戦争経験者関連のテレビ特番が放送されます。この戦争特番は、歴史的史実から戦争の悲惨さを伝えるだけではなく、二度と戦争を繰り返してはならないメッセージも込められています。1年に1度は、家族みんなで日本の戦争史を振り返り、平和の恩恵を話題に取り上げて下さい。そのことが、記憶の橋渡しとなります。

8月19日 支部財政集約日（17時）
8月20日 支部財政集約日（20時）
9月4日 支部執行委員会



支部からの大切なお願い

① コロナ感染疑義のある方は
群会議（分会会議）参加を
見送りましょう

6月25日に緊急事態宣言が解除されてから、各方面で少しずつ「気の緩み」が見られるようになり、日本全国でコロナ第2波と思われる兆候がみられています。熱のある方やPCR検査の結果待ちの方、風邪等の症状も含めコロナ感染の疑いがぬぐい切れない方は、群会議や分会機関会議等への参加を見送りましょう。翌月にその月に納入できなかった組合費（保険料）と合わせて2か月分の収納をお願い致します。ひとり一人の行動でコロナ感染を未然に防ぐことができます。クラスターを発生させない為にも、ご理解とご協力をお願い致します。

* システム上、滞納ハガキが郵送されますがご理解のほどよろしくお願い致します。

② 健康であってもマスク着用と手指の消毒をしましょう

健康状態が万全であっても、群・分会会議などの参加時にはマスク着用をお願いいたします。また、参加された際には、必要最低限のことだけを済ませて、早々に散会してください。

③ 令和2年7月豪雨の支援金にご協力をお願いします

7月3日に熊本県を中心に九州・中国地方と線状降水帯が次々と発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。このコロナ禍で大変な最中、追い打ちをかけるかのように異常気象によって今年も各地から悲鳴が上がっています。私たちも、昨年発生した台風19号で荒川が氾濫するのではないかと肝を冷やした経験があります。この被害は決して他人事ではなく、いつ我が身に降りかかってくるかわかりません。だからこそ、今ひとり一人ができる行動が求められます。是非、支部で取り組む支援金にご協力ください。

支援金は今月に募金袋を配布
9月群会議で募金袋を提出

コロナ禍で群会議の運営も集金と書類配布に留めて、短時間で散会するように対策をしています。募金については、募金袋を一人一枚受け取り、9月の群会議時に群へ提出してください。



重要 国保料減免申請について

新型コロナウイルスの影響によって組合員本人の収入が減少した場合などに、その状況に応じた土建保険料の減免を実施しています。少しでも心当たりがありましたら、悩まず支部（国保担当）まで連絡をお願いします。詳細は左記を参照してください。

対象者 ※土建国保に加入していることが前提

- ① コロナにより世帯主が死亡した場合
- ② コロナにより世帯主が重篤な疾病を負った場合
- ③ コロナにより事業収入（不動産・山林も可）給与収入のいずれかの減少が見込まれ、前年比減少額が30%以上の場合

※①②に該当した場合は、必要書類が単純ではないため個別にお問い合わせください。

減免対象期間

2020年2月～2020年9月までの保険料

算出期間

③に該当の方は、2020年2月～7月までの減少した任意の2ヶ月の収入を算出基準とします。前年との比較で算出された減少率から減免割合を決定します。

減免額

- ① 世帯主が死亡した場合は、全額減免（8ヶ月減免）
- ② 重篤な疾病を負った場合は、全額減免（8ヶ月減免）
- ③ 事業収入（給与収入）が30%以上減少した場合は、減少割合に応じて全額減免（8ヶ月減免）又は一部減免（6ヶ月又は4ヶ月減免）

※一時的に負担が発生する償還払い制度となります。

必要書類

イ…2019年「確定申告書の控え一式」又は、2019年「源泉徴収票」
ロ…ハンコ（シヤチハタは不可）
ハ…2020年2月～7月の「売上台帳」又は「給与明細書」

減少割合の計算方法

2019年收入：360万円
2020年收入 収入が低い2ヶ月で算出

2020年	2月	3月	4月	5月	6月	7月
月別売上	30万	35万	5万	20万	8万	

※ $[5万 + 8万] \times 6ヶ月 \div 360万 \times 100 = 21.6\%$
 ※減収割合 = $100\% - 21.6\% = 78.4\%$
 ※前年收入費30%減以上が前提の制度です。
 ※申請期間は2020年12月24日（木）までです。

減少率	減少額又は免除割合
50%以上	全額100%
40%以上～50%未満	75%
30%以上～40%未満	50%

↓ この場合は減免割合100%（8ヶ月減免） ↓

減免割合	免除期間	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
100%	8か月間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
75%	6か月間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	支払	支払
50%	4か月間	免除	免除	免除	免除	支払	支払	支払	支払

求人募集

①組積工事（A・L・C）
②建築板金（折井板）
③建築所（折井板）
④建築所（折井板）
⑤建築所（折井板）
⑥建築所（折井板）
⑦建築所（折井板）
⑧建築所（折井板）
⑨建築所（折井板）
⑩建築所（折井板）
⑪建築所（折井板）
⑫建築所（折井板）
⑬建築所（折井板）
⑭建築所（折井板）
⑮建築所（折井板）
⑯建築所（折井板）
⑰建築所（折井板）
⑱建築所（折井板）
⑲建築所（折井板）
⑳建築所（折井板）
㉑建築所（折井板）
㉒建築所（折井板）
㉓建築所（折井板）
㉔建築所（折井板）
㉕建築所（折井板）
㉖建築所（折井板）
㉗建築所（折井板）
㉘建築所（折井板）
㉙建築所（折井板）
㉚建築所（折井板）
㉛建築所（折井板）
㉜建築所（折井板）
㉝建築所（折井板）
㉞建築所（折井板）
㉟建築所（折井板）
㊱建築所（折井板）
㊲建築所（折井板）
㊳建築所（折井板）
㊴建築所（折井板）
㊵建築所（折井板）
㊶建築所（折井板）
㊷建築所（折井板）
㊸建築所（折井板）
㊹建築所（折井板）
㊺建築所（折井板）
㊻建築所（折井板）
㊼建築所（折井板）
㊽建築所（折井板）
㊾建築所（折井板）
㊿建築所（折井板）

【求職募集】

①職種 ②社名 ③事業主名
④雇用形態・希望募集人数
⑤条件 ⑥問い合わせ先

厚生年金保険料上限改定

厚生年金適用事業主の皆様、
今年の算定基礎届のお手続きは
お済みになりましたでしょうか？
さて、日本年金機構が7月20
日に「厚生年金保険における標
準報酬月額の上限定定について」
通知しましたので、お知らせい
たします。2020年9月より
厚生年金保険法における従前の
上限等級（31級・62万円）の上
に32級が追加され上限が引き上
げられます。上限改定に伴い、
改定後の新等級に該当する被保
険者のいる事業所に対して20
20年9月下旬以降に日本年金
機構より「標準報酬改定通知書」
が送付されます。等級変更の際
して変更の届出は不要ですが、
該当者に対する説明および引き
忘れを起さないように周知徹
底をお願いいたします。詳細は
下表をご参照ください。

【改定前】			全額	被保険者負担（折半）
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	18.30%	9.15%
31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定前】			全額	被保険者負担（折半）
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	18.30%	9.15%
31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円
		635,000円未満		
32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

自転車保険加入者証 をみんなで携帯しましょう

2020年4月より東京
都は、自転車保険の加入義
務化を始めました。組合の
自転車保険は年間保険料
「家族型4500円」「個
人型2500円」と家族状
況に応じた保険料を設定し
ています。また、かねてか
ら要望がありました自転車
保険「加入者証（下記）」
を2020年4月から届ける
ことにしました。加入者
証は、切り取って家族みな
で携帯できるものなので、
みんなに配って活用しまし
ょう。

被保険者 どれん 花子 ご本人様

自転車保険加入者証・個人賠償責任補償付(個人型)			
個人賠償責任の補償お支払限度額			1億円
ケ ガ の 補 償	死亡・後遺障害最大保険金額	100万円	
	入院保険金日額	7,000円	
	通院保険金日額	1,200円	
	入院中に受けられた手術の場合	40,000円	
	外来で受けられた手術の場合	20,000円	
証券番号		1234567890	加入者番号 4546789
保険期間		2020/4/1 ~ 2020年7月1日	

映画前売り券販売

【映画】

- ①ランボー・ラストブラッド
- ②マザー
- ③今日から俺は！
- ④コンフィデンスマンJP
- ⑤ぐらんぶる
- ⑥糸
- ⑦ひみ
- ⑧ドラえもん

【美術館】

ただいま取り扱いしている美術館
チケットはございません。



第2弾

LINEスタンプクリエイターズ内「東京土建」で検索！

ゆるふわLINEスタンプ好評発売中



ココからアクセス



2020年8月
東京土建一般労働組合 足立支部
申込・問合せ先

群会議の話題版
足立支部
電話03-5845-5011

今月の講習会募集

【組合員向け案内】

職業訓練法人東京土建技術研修センター主催。申込は所属の支部事務所へ、受講申請書・受講料・認印・顔写真1枚(30×25mm・パソコン講習は不要)を持参します。 ※締切は2週間前(締切後は不可)。 ※遅刻厳禁。また技術研修センターには駐車場がありませんので、車での出席はお控え下さい。 ※雇用保険助成金は申込前に支部へご相談ください。

講習番号と講習名		日 程 (開始9時～または8時30分～)	受講料	受講資格／対象		内 容	
作業主任者(共済・資格取得祝金対象)	1	木造建築物の組立て等 技術研修センター(池袋)	11,500円	経験3年以上	軒の高さが5m以上の木造建築物で、構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地、建具枠の取付作業		
	2	足場の組立て等 技術研修センター(池袋) ※2015年7月以降の経験は特別教育修了証の添付が必要です	11,500円	18歳以降の経験3年以上	つり足場、または高さ5m以上の構造の足場の組立・解体・変更の作業		
	5	コンクリート造の工作物の解体等 技術研修センター(池袋)	11,500円	経験3年以上	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体・破壊		
	7	地山及び土止めの掘削 支保工 技術研修センター(池袋)	17,000円	経験3年以上	掘削面高さが2m以上となる地山掘削と土止め支保工組立て(腹おこし、切りばり、中間杭火打ち等)作業		
	8	有機溶剤 ①9/29～30(火水) 技術研修センター(池袋) ②11/17～18(火水) 技術研修センター(池袋)	11,500円	18歳以上	有機溶剤指定物質のほか、塗料・シンナーに含有のエチルベンゼンや塗料剥離剤のシクロメタン等を扱う作業		
	9	石 綿 技術研修センター(池袋)	11,500円	18歳以上	建築物の解体・改修で石綿が含まれる建材を除去する作業		
	10	酸欠・硫化水素 技術研修センター(池袋)	19,500円	18歳以上	暗渠・マンホール・槽・ビットなど酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかるとおそれのある場所での作業		
	職 長	14	職長・安全衛生責任者教育(リスクアセスメント含む) 技術研修センター(池袋)	14,500円	20歳以上が相応しい	常時現場で直接指揮監督する「職長」と、元請との間で仕事の連絡・調整する「安全衛生責任者」となる方への教育。リスクアセスメント教育も実施します	
		17	職長・安全衛生責任者能力向上教育 技術研修センター(池袋)	8,500円	職長・安全衛生責任者教育(RA含)修了者 ※修了証添付	国の新たな指針が示され、おおむね5年毎に受講が望ましいとされています	
	特別教育など	15	足場作業主任者能力向上教育 技術研修センター(池袋)	8,500円	足場作業主任修了者 ※修了証添付	作業主任者講習修了者はおおむね5年毎に受講が望ましいとされています	
44		新入職者教育 11/4～5(水木) 技術研修センター(池袋)	9,800円	18歳以上	入職者に対して事業所が行う法定の「雇い入れ時教育」の一部を実施、「足場」「熱中症」2つの特別教育も取得できる割引コース		
43		足場特別教育 ①10/1(木) 技術研修センター(池袋) ②11/5(木) 技術研修センター(池袋)	7,500円	18歳以上	足場組立て・解体・変更の作業に必要。脚立足場・可搬式作業台の連結・ローリングタワー等も足場扱いになります		
49		フルハーネス特別教育 ①10/8(木) 技術研修センター(池袋) ②11/26(木) 技術研修センター(池袋)	8,000円	18歳以上	高さが2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合は、フルハーネス型を用いて行う作業に必要		
18		酸欠・硫化水素特別教育 11/19(木) 技術研修センター(池袋)	8,000円	18歳以上	暗渠・槽・ビット等、酸素欠乏症や硫化水素中毒のおそれのある場所での作業に必要		
19		低圧電気 11/2(月) 技術研修センター(池袋)	8,000円	18歳以上	電動工具で使う仮設電源の開閉器の操作に必要な教育		
57		巻上げ機 11/4(水) 技術研修センター(池袋)	10,500円	低圧電気特別教育修了者(※修了証添付)で巻上機作業経験者			
58		低圧電気・巻上機セットコース 11/2(月)11/4(水)2日間 技術研修センター(池袋)	17,000円	18歳以上	動力により駆動される巻上げ機(ウィンチ)の運転。仮設電源で必要な「低圧電気」との、セット割引コース		
81		チェーンソー補講 NEW <5H> 9/29(火) 技術研修センター	8,000円	18歳以上	安衛則36条第8号でチェーンソーに関する知識、振動障害及びその予防を含む特別教育、または36条第8の2(技術センターでの講習)の修了証コピー添付		
48		ロープ高所作業 10/15(木) 技術研修センター(池袋)	8,000円	18歳以上	ビルの外装清掃・のり面保護工事・屋根工事・板金工事などでロープを使用する作業(実技あり)		
16		石綿特別教育 ①9/1(火)午後 技術研修センター(池袋) ②11/10(火)午後 技術研修センター(池袋)	4,500円	18歳以上	石綿が使用されている建築物等の解体・リフォームの作業に従事する労働者は、作業前に受講が必要		
21		自由研削砥石 ①9/2(水) 技術研修センター(池袋) ②11/11(水) 技術研修センター(池袋)	8,000円	18歳以上	グラインダ(自由研削砥石)運転、砥石取替作業に必要		
22		丸のこ ①9/3(木) 技術研修センター(池袋) ②11/12(木) 技術研修センター(池袋)	5,000円	18歳以上	丸のこは使用頻度が高く、事故も多発し重症となる例も多いため、正しい知識を基本から学びます		
23		熱中症 ①9/3(木)午後 技術研修センター(池袋) ②11/12(木)午後 技術研修センター(池袋)	3,500円		熱中症は建設現場で多く発生しており、早めの対策が必要なことから、予防教育を行います		
24		丸のこ・熱中症セットコース ①9/3(木) 技術研修センター(池袋) ②11/12(木) 技術研修センター(池袋)	8,000円	18歳以上	多くの組合員に必要とされる「丸のこ」「熱中症」の2つの特別教育を同時に取得できる、セット割引コース		
25		電動工具安全取扱セットコース ①9/2(水)～9/3(木) 技術研修センター(池袋) ②11/11(水)～11/12(木) 技術研修センター(池袋)	14,500円	18歳以上	「自由研削砥石」「丸のこ」「熱中症」特別教育3つセットの割引コース		
56		石綿・電動工具セットコース ①9/1(火)～9/3(木) 技術研修センター(池袋) ②11/10(火)～11/12(木) 技術研修センター(池袋)	17,500円	18歳以上	「石綿」「自由研削砥石」「丸のこ」「熱中症」特別教育4つセット割引コース。改修工事は石綿も必要となります		
溶接		27 ガス溶接技能講習 9/12～13(土日) 多摩職業能力開発センター(昭島市)(西立川駅近く)	16,500円	18歳以上	可燃性ガスを使用する溶接・溶断の作業に必要		
	28 アーク溶接特別教育 10/23～25(金土日) 城東職業能力開発センター(足立区綾瀬)	19,500円	18歳以上	アーク溶接作業は作業前に受講が必要			
建設機械	11	玉 掛 9/17～19(木金土) 西多摩支部会館(青梅線小作駅近く)	22,000円	18歳以上	(☆☆☆ 組合主催 ☆☆☆)	つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛	
	12	小型移動式クレーン 9/24～26(木金土) 技術研修センター(実技は板橋)	33,000円	18歳以上	(☆☆☆ 組合主催 ☆☆☆)	つり上げ荷重5t未満の移動式クレーン運転	
	外部	高所作業車 9/21～9/22(月火・祭)※IHI主催 IHI技術教室所東京センター(江東区)	37,000円	14Hコース:自動車免許(普・中・大)所持者			
	外部	フォークリフト 9/23～9/26(水木金土)※PEO建機主催 PEO建機教室センタ(草加市)	35,000円	12Hコース:小型移動式クレーン運転技能講習修了者			
	13-2	車両系建設機械(整地等)技能講習 10/9～10(金土)西多摩支部会館(青梅線小作駅近く)特別教育修了証コピー添付	45,000円	31Hコース:自動車免許(普・中・大)所持者	最大荷重1t以上		
		車両系建設機械(解体)技能講習 10/9～10(金土)西多摩支部会館(青梅線小作駅近く)特別教育修了証コピー添付	38,000円	小型車両系特別教育修了者かつ経験3ヶ月かつ自動車運転免許証所持者(※コピー添付)	整地・運搬・積込・掘削用機械の運転		
	80	車両系建設機械(解体)技能講習 10/11(日)西多摩支部会館(青梅線小作駅近く)整地技能講習修了証コピー添付 NEW !	22,000円	整地技能講習修了者	ブレーカー、鉄骨切断具、コンクリート圧砕具及び解体用つかみ具をアタッチメントとして装備するもの		
	31	二級建築士受験準備 製図講座 7/9(木)～9/10(木) 技術研修センター(池袋) 水曜及び木曜(7/9、16、22、29、8/19、27、9/3、10)夜6時半～9時10分(8/6、13除く)と日曜9時～(8/2、9除く)	85,000円	9月の製図試験にむけた講座。対象は受験申請を済ませた方、または来年受験に向けて勉強する方			
	55	一級建築士受験準備 製図講座 7/26(日)～10/4(日) 技術研修センター(池袋) 日曜9時30分～17時30分(8/2、9除く)9回	85,000円	10月の製図試験にむけた講座。対象は受験申請を済ませた方、または来年受験に向けて勉強する方			
受験準備	36	第二種電気工事士受験準備 筆記講座 8/30～9/27 日曜5回 技術研修センター(池袋) 9時～17時	45,000円	筆記試験に合格するための講座。職種は問いません。(各自で下期の受験申込みを済ませた方)			
	他	増改築新規定 相談員 更新 10/29(木)新規・更新 技術研修センター(池袋) 新規9時～、更新2時15分～9/17(木)技術研修センター(池袋)午前8時30分～午後1時30分～	30,000円 20,000円	経験10年以上	※リフォームセンターへの登録料込み		
P C	40 JW-CAD習得 10/6～12/8 火曜9回 水曜1回 計10回 技術研修センター(池袋) 9時半～15時半	54,000円	パソコン基本操作ができる方		フリーソフトを使い、CAD初心者でも基本から平面・立面図までじっくり学習します		
建築士講習(NPO東京土建ATEC)							
専用	建築士定期講習 (1)9/16(水)技術研修センター(池袋) (2)10/7(水)技術研修センター(池袋)				10,000円	3年度ごとに受講義務	

青年部員への「青年部チャレンジ助成金」を活用しましょう。80%以上出席が条件。特別教育も対象(新入職者は特別教育修了者に限る)。外部講習は組合受付に限る。

◆◆◆新型コロナウイルス「三密」回避対策として定員を減らして開催します。今後の状況などによって中止になる場合もございますのでご承知おき下さい◆◆◆

足立区の助成金【小規模事業者経営改善補助金】を申請しよう！！

足立区は、新型コロナウイルス対策として設備投資を行った事業者向けに、一定額の補助を行う制度を創設しています。支部窓口でも相談受付を行いますので、対象の事業者の方は、活用を検討しましょう。

【対象】個人事業主（一人親方）、中小法人（従業員数が20人以下）

【条件】申請時点で区内において継続して1年以上事業を営む事業者の方

税金の滞納のない方

【対象経費】コロナ対策として導入する『パソコン』『タブレット』『バイク』『従業員用マスク』など

【補助金交付額】4万円から上限20万円（支出した経費の5分の4）

※支出金額が5万円を下回った場合は補助対象外となります。

【必要書類】支払いをしたことが確認できる書類（自社名の記載のある領収書など）

☆申請を検討している方は、支部窓口までお問い合わせください